

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、Bセンター）における資格取得日に係る記録を昭和60年5月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月22日から同年8月1日まで

A社に昭和60年5月22日から勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年8月1日となっており、この期間の厚生年金保険の加入記録が空白となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

Bセンターから提出された人事記録により、申立人は、申立期間においてC職として勤務していたことが認められる。

また、当該事業所は「申立期間当時から厚生年金保険の資格取得に関しては、職員及び非常勤職員の区別無く一律に加入させ、厚生年金保険料も控除していた。昭和59年から63年にかけて非常勤職員であったC職らに、申立人と同様の事案が相次いでいることから、当該期間において社会保険加入事務に何らかの問題があったものと推察される。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和60年8月の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、申立期間当時、申立人を含む多数の非常勤職員について、社会保険加入事務に何らかの問題があったものと推察されるとして、資格取得に係る届出に誤りがあったと認めていることから、事業主は、社会保険事務所（当時）における記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額（71万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成19年12月10日の標準賞与額に係る記録を71万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所は、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年3月15日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務しているA社Bセンターにおける申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社同センターは厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成23年3月15日付けで年金事務所に提出し、オンライン記録では、当該期間の標準賞与額が71万9,000円と記録されているが、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とはされていない。

しかし、当該事業所から提出された給与支給明細書により、申立人は、当該期間に賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（71万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月21日から同年7月21日まで

A社から同社B工場へ転勤したときの厚生年金保険の被保険者期間に空白がある。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同社が加入している健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社本社から同社B工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社B工場への異動日については、申立人と同時期に同社同工場へ異動した同僚が「申立人は昭和45年6月頃にB工場に異動した。」と証言していることから、昭和45年6月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立期間における厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、当時の資料が無く不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでな

いと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から同年10月31日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が38万円と記録されているが、実際の報酬月額は60万円以上であったので、申立期間について標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が勤務していたA社は、平成5年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、その約3か月後の6年2月4日付けで、当初53万円と記録されていた申立人に係る標準報酬月額の記録が5年4月1日に遡及して38万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所に係る商業登記簿謄本によると、申立期間当時、申立人は、同事業所の取締役となっていることが確認できるものの、申立人は、社会保険事務関係には一切関与していないと主張している上、事業主及び同僚の一人は「申立人は、現場業務を行っており、社会保険関係の事務は別の従業員が行っていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において遡及して当該減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月 1 日から 36 年 7 月 20 日まで
② 昭和 37 年 1 月 1 日から 38 年 10 月 7 日まで
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 38 年 10 月 7 日）から約 2 年 4 か月後の昭和 41 年 2 月 14 日に支給決定されていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後から脱退手当金が支給決定される前まで勤務した事業所における約 1 年 3 か月の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、仮に申立人本人が請求した場合、これを失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成16年12月は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月1日から平成20年10月26日まで
A社に勤務していたときの厚生年金保険の標準報酬月額をねんきん定期便で確認したところ、給与支給明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。一部ではあるが、給与支給明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成16年12月は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間のうち、上記訂正後の標準報酬月額に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明として

おり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間のうち、平成7年1月から20年9月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書及び事業所から提出された11年6月以降の賃金台帳により、7年1月から同年12月まで、8年2月、同年4月から10年4月まで、同年8月から同年10月まで、同年12月から16年11月までの期間及び17年1月から20年9月までの期間については、保険料控除額に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録による申立人の標準報酬月額の記録と一致、又は当該標準報酬月額を超えていないことが確認でき、8年1月、同年3月、10年5月から同年7月までの期間及び同年11月については、給与支給明細書は無いものの、保険料控除額は前後の月と同額と推認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、昭和60年2月から平成6年12月までの期間については給与支給明細書等の参考となる資料等が無いことなどから、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料額が控除されていたことを確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月 18 日から 37 年 1 月 1 日まで
② 昭和 37 年 7 月 25 日から 40 年 11 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 11 月 5 日から 41 年 3 月 2 日まで
④ 昭和 41 年 8 月 1 日から 42 年 7 月 1 日まで

年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みと記録されているが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、脱退手当金の受給資格がある女性被保険者の中で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 7 月 1 日の前後 3 年以内に資格喪失した者 10 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、当該事業所において支給記録が確認できたのは申立人のみである上、複数の同僚に照会しても、同事業所から脱退手当金の説明は無かったと回答していることを踏まえると、事業主が申立人の委任に基づき代理請求した可能性は低い。

また、オンライン記録によると、申立期間①から④までの脱退手当金が支給されたとする額（1 万 4,957 円）は、法定支給額（1 万 8,542 円）と 3,585 円相違しているところ、支給対象期間として記録されている申立期間③の被保険者期間を支給対象期間から除いて計算すると支給額が一致することが確認できるが、申立期間は全て同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理され支給対象期間として記録されているにもかかわらず、申立

期間③の被保険者期間が脱退手当金の計算の基礎に含まれていないのは事務処理上不自然である。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、仮に、申立人が脱退手当金の請求をした場合、最初に勤務した事業所の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から48年3月まで
私が20歳になったので、両親のどちらかが国民年金の加入手続を行い、町内の婦人会を通じて私の国民年金保険料を納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったときに、両親のどちらかが、国民年金の加入手続を行い、町内の婦人会を通じて自身の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は昭和48年11月にA市で払い出されており、その時点で、申立人が20歳になった47年*月に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認できる上、申立人が所持している国民年金手帳の印紙検認記録欄は48年4月から保険料の納付を開始できるように作成されており、申立期間の保険料は過年度納付となることから、通常、婦人会等が保険料を徴収する納付組織ではこれを取り扱うことはできない。

また、申立期間のその母親の保険料の納付方法は、昭和47年1月から同年3月までについては、提出された母親の国民年金手帳の印紙検認記録欄の押印から印紙検認方式であることが確認でき、同年4月から48年3月までの保険料については、47年4月以降、申立人と母親が居住していた地域の保険料の納付方法が印紙検認方式から納付書方式に変更されていることが、母親自身の保険料を金融機関に納付したことを示す領収書から確認できるものの、申立人の国民年金手帳の印紙検認記録欄は前述のとおり、昭和48年度以降しか無く、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間中に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
申立期間においてA局に臨時補充員として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA局に臨時補充員として勤務していたことは、同事業所（現在は、B社C局）の事業主から提供された辞令簿及び申立人から提出された人事記録により認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間当時、D区に所在するA局の名称の厚生年金保険適用事業所は確認できないほか、申立人が申立期間において、前述の人事記録に兼務したと記載されている14箇所の*局についても同様に厚生年金保険適用事業所としての記録は確認できない。

また、E共済組合は「臨時補充員について、厚生年金保険に加入させるか否かは、勤務先*局の判断にゆだねられていた。」と回答しているが、当該事業所の事業主は「申立期間当時の事業主は、既に死亡しており、社会保険の届出等の資料は保管されていない。臨時補充員について、厚生年金保険を適用させていたかどうかは不明である。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月 18 日から 50 年 11 月 28 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間はB国の工場に派遣されていた期間であるが、同社に在籍していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において同社に在籍し、合弁会社であるB国のC社に派遣されていたことは確認できる。

しかしながら、A社の事業主は「当社からB国のC社に派遣した申立人を含めた3人に関する当時の資料は残っておらず、申立人たちをC社に派遣するに際して、同人たちの社会保険について社会保険事務所（当時）にどのような届出を行ったか分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、前述の申立人と一緒にB国に派遣された同僚（二人）についても当該派遣期間について厚生年金保険の加入記録を確認することができない上、そのうちの一人は「社長からC社に派遣されている期間は厚生年金保険の対象としない旨の説明を受けた記憶がある。」と証言していることから、A社ではC社に派遣した従業員について、何らかの事情により一時期厚生年金保険に加入させていなかったことが考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月 1 日から 41 年 9 月 4 日まで
② 昭和 41 年 10 月 20 日から 44 年 3 月 20 日まで

年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者喪失日（昭和 44 年 3 月 20 日）から約 4 か月後の昭和 44 年 7 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、当該事業所を退職後に出産が予定されていたほか、国民年金については強制加入期間があったにも関わらず、昭和 44 年 11 月 23 日まで加入歴が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 1339 (事案 80 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 11 月 1 日まで
A社に昭和 32 年 4 月 1 日から勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は 33 年 11 月 1 日からとなっており、申立期間の加入記録が無い。当時の同僚には加入記録があり、当時の事業主も厚生年金保険料を納付したと言っているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A社又はB社に勤務していたことうかがえるものの、当該元同僚も入社日から1年程度経過した後に厚生年金保険の資格を取得していること、ii) 申立人の申述及び前述の元同僚の証言等から、A社の事業主は、従業員が入社してから一定期間は厚生年金保険の資格取得に係る届出を行っていなかったことが推認でき、申立人の厚生年金保険の記録のみが欠落している事情はうかがえないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 8 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てにおいても当初の申立てと同様の主張をするものの、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 1340 (事案 344 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月 5 日から平成 5 年 12 月 1 日まで
申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。給料袋と給料明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

前回の申立てに対する第三者委員会の結論に納得できないため、再申立てしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間当時の経理担当者は「申立人は、常勤ではなく社会保険には加入していなかった。」と証言しているところ、申立人が保有していた申立期間に係る一部の給料明細書によると、「保険料」と押印された欄に当時の厚生年金保険料及び健康保険料とは一致しない金額並びに 412 円が記載されている一方、厚生年金保険及び健康保険の控除欄には保険料額の記載が確認できないこと、ii) 申立人は、申立期間において国民年金に加入している上、農業者年金にも加入している期間があること、iii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号にも欠番は無い上、オンライン記録においても、申立人の記録を取り消した形跡はうかがえないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 7 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てにおいても当初の申立てと同様の主張をするものの、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。